

令和 4 年度 特定個人情報等の安全管理に関する事務監査報告書

本報告書は、多摩市特定個人情報等の安全管理に関する管理規程第 40 条第 9 項の規定により、令和 4 年度多摩市特定個人情報等の安全管理に関する事務監査実施計画に基づき実施した監査の結果について、下記のとおり報告するものである。

記

1 監査概要

(1) 監査目的

被監査部門の特定個人情報等の取り扱い状況について、適用基準に準拠して適切に実施されているかを点検・評価し、問題点を指摘するとともに、改善に向けての検討、助言及び指導を行うことにより、特定個人情報等の安全管理措置状況の向上に資することを目的として実施した。

(2) 監査履行期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 22 日まで

(3) 監査体制

内部監査人 企画課長 情報政策課長 文書法制課長

(4) 監査対象及び範囲

被監査部門	対象業務
企画課	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税等地方税に関する事務 制度主管課としての対応
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当又は特例給付の支給に関する事務 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 子どもの医療費の助成に関する事務 児童育成手当の支給に関する事務 児童扶養手当の支給に関する事務
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務（身体・知的） 特別障害給付金の支給に関する事務 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務

(5) 監査テーマ

対象とする特定個人情報取扱事務は決められたルールを順守しているか

2 監査結果

前述3部署11事務における指摘事項検出数11件

3 意見

本監査では、定められたルールが正しく理解され、かつ、それに準拠した特定個人情報の取扱いがなされているかを確認した。その結果、整備すべき書類に関する課題、連絡体制に関する課題等が検出された。

これらの課題について、被監査部門から提出された是正計画書から、改善状況や今後の改善方針が適切であることを確認した。

なお、確認された課題については、改善されるまでフォロー監査にて再点検を行う。

以上